

岡山県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年月日	備 考
3610010		頭島	カシラジマ	1	備前市(頭島)	岡山県	日生町		◎			S27.10.21	S55.1.25	離島
3610020		大多府	オオタ	1	備前市(大多府島)	岡山県	日生町		◎			S27.10.21		離島
3610050		西脇	ニシワキ	1	瀬戸内市	岡山県	牛窓町		◎			S27.7.29		
3610080		阿津	アツ	1	岡山市	岡山市	小串		◎	○		S27.10.21		
3610090		北浦	キタウラ	1	岡山市	岡山市	岡山市		◎	○		S27.10.21		
3610100		郡	コオリ	1	岡山市	岡山市	岡山市		◎	○		S27.10.21		
3610110		八浜	ハチハマ	1	玉野市	玉野市	児島湾淡水					S27.10.21		(内水面)
3610120		通生	カヨウ	1	倉敷市	倉敷市	{ 下津井 第一下津井		◎	○		S27.10.21		
3610130		呼松	ヨビマツ	1	倉敷市	岡山県	—		○	○		S27.7.29		
3610140		勇崎	ユウザキ	1	倉敷市	倉敷市	寄島町		◎	○		S27.7.29	S46.1.18	
3610150		小原	コハラ	1	倉敷市	倉敷市	黒崎連島		◎	○		S27.10.21		
3610160		正頭	ショウトウ	1	笠岡市	笠岡市	大島美の浜		◎			S26.8.21	S60.4.24	
3610170		横江	ヨコエ	1	笠岡市	笠岡市	大島美の浜	3	◎			S27.10.21	H20.1.31	
3610190		高島	タカシマ	1	笠岡市(高島)	笠岡市	笠岡市		◎			S27.10.21		離島
3610200		金風呂	カナブロ	1	笠岡市(北木島)	笠岡市	笠岡市		○			S27.10.21		離島
3610210		湛江	タシ	1	笠岡市(六島)	笠岡市	笠岡市					S27.10.21	H14.3.28	離島
3620005		穂浪	ホナミ	2	備前市	岡山県	伊里		◎	○		S27.7.29		
3620010		虫明	ムシアケ	2	瀬戸内市	岡山県	邑久町		○			S26.8.21	S49.8.24	
3620015		朝日	アサヒ	2	{ 瀬戸内市 岡山市	岡山県	{ 牛窓町 朝日		◎			S27.10.21	S54.6.12	
3620017		久久井	クガイ	2	岡山市	岡山県	朝日		○			S27.10.21	S63.3.31	
3620020		大島	オオタ	2	倉敷市	岡山県	児島		◎			S27.7.29		
3620030		下津井	シモツイ	2	倉敷市	岡山県	{ 第一田之浦吹 上 第一下津井 本田之浦吹上 下津井		○	○		S26.8.21	H3.11.13	
3620040		沙美	サミ	2	倉敷市	岡山県	黒崎連島		○			S27.10.21	S57.10.22	
3620050		寄島	ヨリシマ	2	{ 倉敷市 浅口市	岡山県	寄島町		◎			S26.8.21	H15.2.25	
3620070		白石島	シライシジマ	2	笠岡市(白石島)	岡山県	笠岡市	2	○			S27.7.29	H3.4.15	離島
3620080		真鍋島	マナベシマ	2	笠岡市(真鍋島)	笠岡市	笠岡市		○			S26.8.21	H4.1.13	離島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。